# 人事異動

## 国家公安委員会

（警察庁長官官房付）警視長　近藤　裕行
愛媛県警察本部長を命ずる（九月七日）
（警察庁長官官房付）警視長　安田　貴司
青森県警察本部長を命ずる
（警察庁長官官房審議官（サイバー警察局担当）警視監　阿部　文彦
長野県警察本部長を命ずる
（警視庁総務部長）同　久田　誠
静岡県警察本部長を命ずる
（警察庁警備局付）同　松下　徹
警視庁総務部長を命ずる（以上九月八日）

## 警察庁

（警察庁長官官房政策立案統括審議官兼公文書監理官）警視監　松坂　規生
辞職を承認する
（静岡県警察本部長）同　津田　隆好
中国四国管区警察局長を命ずる
（預金保険機構理事）　森内　彰
警視監に任命する
警察庁長官官房政策立案統括審議官兼公文書監理官を命ずる
（青森県警察本部長）警視監　小野寺健一
警察庁長官官房審議官（サイバー警察局担当）を命ずる
（長野県警察本部長）同　鈴木　達也
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　鈴木　達也
カジノ管理委員会に出向させる（以上九月八日）

## 法務省

（水戸地方検察庁次席検事）検事　駒方　琢也
東京高等検察庁検事に配置換する
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　石田　正範
水戸地方検察庁検事に配置換する
水戸地方検察庁次席検事を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する（以上九月十六日）
（東京地方検察庁検事）検事　髙嶋　卓
東京高等検察庁検事に配置換する
法務省大臣官房参事官に充てる
（同）同　國井　陽平
法務教官（法務総合研究所教官）に併任する
（東京高等検察庁検事法務省大臣官房参事官）同　今井　康彰
東京地方検察庁検事に併任する
法務省大臣官房参事官に充てることを解く（以上九月二十五日）

## 文部科学省

池川美奈子　井上　洋一　大和田文雄
尾﨑真理子　勝田　隆　栗原　和枝
島　敦彦　島田亜紀子　関沢まゆみ
中岡　司　森　正樹　吉岡　知哉
文化審議会委員（文化功労者選考分科会）に任命する（各通）（九月二日）

# 叙位・叙勲

## ○叙位

（大阪大学名誉教授）
正四位に叙する　上田　幸雄
従四位に叙する　川口　勝
正五位に叙する　富澤　保昭
従五位に叙する（各通）　松浦　喜内
朝倉　康隆　井上　毅　遠藤　茂夫
竹前　國男　春木　千富　米光　基雄
正六位に叙する（各通）　岡　尚平
井上　富雄　宇治橋克彦　島田　祐
奥野　幹泰　熊谷　司　島原　一清
島原　一清　知念　源昌　豊田　学雄
藤澤　敏孝
従六位に叙する（各通）　都筑　眞
正七位に叙する（以上八月十八日）　青木角次郎
（高知大学名誉教授）　山崎　仲道
従四位に叙する　門　三佐博　小山　齊
正五位に叙する（各通）　福田　功
従五位に叙する　木村　幹雄
青木角次郎　西野　良夫
小林　史朗
正六位に叙する（各通）　植木　勇　岡部　圭作　海部庄三郎
片岡　功　間遠　秋良　須貝　敏夫
高柳　良男　福田　洋史　丸田　輝久
従六位に叙する（各通）　及川　好隆　小澤　壽　相馬　幸雄
従七位に叙する（各通）（以上八月十九日）　柴田　保幸
従三位に叙する　芳山　達郎
正四位に叙する　高橋　節雄
従五位に叙する（各通）　松尾　直樹
佐瀬　文昭　武内　久夫
正六位に叙する（各通）　福士　修二
従六位に叙する（各通）　渡部　崇
古賀　一彦　山下　充　山森　正彦
正七位に叙する（以上八月二十日）　永山　重春
従五位に叙する（八月二十四日）　佐々木　護

## ○叙勲

旭日双光章を授ける（八月十九日）　木村　幹雄
高橋　正則
（桐生市議会議員）　田島　忠一
旭日単光章を授ける（各通）（八月二十日）　上田　幸雄
（大阪大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける　宇治橋克彦
朝倉　康隆　井上　毅　富澤　保昭
島田　祐　島原　一清
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上八月十八日）　山崎　仲道
（高知大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける　丸田　輝久
西野　良夫　福田　功
瑞宝双光章を授ける（各通）　小澤　壽
今川新太郎　松嶋　和夫
相馬　幸雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十九日）　渡部　崇
瑞宝双光章を授ける　山下　充
鈴木　辰一　永山　重春
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十日）

# 官庁報告

## 官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。
令和七年九月二十九日
金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項
令和７年８月20日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

| 登録番号 | 商号、名称又は氏名 |
|---|---|
| 東京都知事(3)第31749号 | 株式会社ＴＲＵＳＴ　ＯＮＥ |
| 東京都知事(1)第32031号 | 株式会社リバンク |
| 東京都知事(1)第32035号 | 投資事業有限責任組合しんきん脱炭素応援ファンド |
| 大阪府知事(1)第13035号 | 株式会社和光住建 |
| 福岡県知事(1)第08699号 | 株式会社アンテレ |

令和７年８月20日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

| 登録番号 | 商号、名称又は氏名 |
|---|---|
| 愛媛県知事(3)第02203号 | 株式会社フジ・カードサービス |
| 東京都知事(3)第31634号 | ＦＩＮ　ＬＡＢ株式会社 |
| 山形県知事(1)第00776号 | 株式会社創互保証 |

**関東地方整備局公示**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。
令和７年９月29日
関東地方整備局長　橋本　雅道

| 区間 | 道路の種類 | 路線名 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 前橋市二之宮町1236番３から同市二之宮町字峰下269番１までの上下線 | 一般国道 | 50号 | 0.2km |